

4-2 要介護認定等の有効期間の取扱いについて

改正介護保険法の施行に伴う 要介護認定等の有効期間の取扱いについて（案）

1. 現に要介護認定、要支援認定を受けている者の（新規）要支援認定、（新規）要介護認定の取扱いについて

○ 今般の介護保険法の改正に伴い、新たな認定基準に基づく要介護認定を実施することとなるが、これにより、例えば「要介護1」の者が「要支援2」と認定される場合や、「要支援1」の者が「要支援2」と認定される場合などが新たに生ずることとなる。これらの要介護認定等やその有効期間の取扱いについては、以下のとおり、現行の要介護認定及び要支援認定と同様に取り扱うこととする。（図1及び別表参照）

- ・ 現に要介護認定を受けている者が法第35条の規定により新規の要支援認定を受けた場合
（「要介護1」の者が「要支援2」と認定された場合を含む）
→ 「新規要支援認定」とし、有効期間は原則6月間（3～6月間）とする。
- ・ 現に要支援認定を受けている者が法第35条の規定により新規の要介護認定を受けた場合
（「要支援2」の者が「要介護1」と認定された場合を含む）
→ 「新規要介護認定」とし、有効期間は原則6月間（3～6月間）とする。
- ・ 現に要支援認定を受けている者が要支援更新認定を受けた場合
（「要支援1」の者が「要支援2」と認定された場合など）
→ 有効期間は原則12月間（3～12月間）とする。

（介護保険法第35条の規定）

現に要介護認定を受けている者が更新申請を行い、その結果、要介護者に該当しない場合であっても要支援者に該当すると判定された場合は、新規の要支援認定を行うことができる。また、現に要支援認定を受けている者が更新申請を行い、要支援者に該当しない場合であっても要介護者に該当すると判定された場合は、新規の要介護認定を行うことができる。

2. 「みなし要介護者（仮称）」に係る有効期間の取扱いについて

- 現行の要支援者は、改正後の介護保険法附則第8条の規定により、平成18年4月以降は、「みなし要介護者（仮称）」として、要介護認定を受けたものとみなすこととされている。
- このため、例えば平成18年4月1日から新予防給付を実施する市町村において、平成18年3月31日に有効期間の満了する現行の要支援者が更新申請を行い、「要支援1」と判定された場合には「要支援更新認定」となるのに対し、平成18年4月30日以降に有効期間の満了する現行の要支援者は4月1日より「みなし要介護者（仮称）」とされるため、更新申請を行い「要支援1」と判定された場合であっても、「要介護者」→「要支援者」の取扱いとなり、法35条の規定に基づき「(新規)要支援認定」となるなど、現に受けている要支援認定の有効期間の満了日よりその取扱いが異なることとなる。(図2参照)。
- このような場合や、新予防給付未実施市町村において「みなし要介護（仮称）」と判定された場合などに、その有効期間が現行の要介護認定、要支援認定の取扱いに準じたものとなるよう、「みなし要介護者（仮称）」に係る有効期間について、別表の通りの取扱いとすることとし、介護保険法施行規則において別途規定を設けることとした。

制度移行時の有効期間の取扱いについて（案）

(1) 平成18年3月31日に現在受けている要介護認定等の有効期間が満了する者の取扱い

申請時要介護度等	申請区分	判定結果	処分の取扱い	有効期間	備考
現行の「要支援」	要支援更新認定申請	要支援1～2	要支援更新認定	原則12月間(3～12月間)	
		要介護1～5	(新規)要介護認定	原則6月間(3～6月間)	
		みなし要介護(仮称)	(新規)要介護認定	原則12月間(3～12月間)	※省令に別途規定する予定
現行の「要介護1～5」	要介護更新認定申請	要支援1～2	(新規)要支援認定	原則6月間(3～6月間)	
		要介護1～5	要介護更新認定	原則12月間(3～24月間)	
		みなし要介護(仮称)	要介護更新認定	原則6月間(3～6月間)	※省令に別途規定する予定

-107-

(2) 平成18年4月30日以降に現在受けている要介護認定等の有効期間が満了する者の取扱い

申請時要介護度等	申請区分	判定結果	処分の取扱い	有効期間	備考
要支援1～2	要支援更新認定申請	要支援1～2	要支援更新認定	原則12月間(3～12月間)	
		要介護1～5	(新規)要介護認定	原則6月間(3～6月間)	
		みなし要介護(仮称)	(新規)要介護認定	原則12月間(3～12月間)	※省令に別途規定する予定
みなし要介護者(仮称)	要介護更新認定申請	要支援1～2	(新規)要支援認定	原則12月間(3～12月間)	※省令に別途規定する予定
		要介護1～5	要介護更新認定	原則6月間(3～6月間)	※省令に別途規定する予定
		みなし要介護(仮称)	要介護更新認定	原則12月間(3～12月間)	※省令に別途規定する予定
要介護1～5	要介護更新認定申請	要支援1～2	(新規)要支援認定	原則6月間(3～6月間)	
		要介護1～5	要介護更新認定	原則12月間(3～24月間)	
		みなし要介護(仮称)	要介護更新認定	原則6月間(3～6月間)	※省令に別途規定する予定

☒ …新予防給付未実施市町村のみ適用

要介護状態区分と有効期間の取扱いについて（例）

